

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業に係る区域及び区分（平成14年岩手県告示第902号の2）の一部を次のように改正する。

令和2年12月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前			改正後		
加入区の名称	区 域	漁業の区分	加入区の名称	区 域	漁業の区分
[略]			[略]		
綾里加入区	[略]	1～5 [略] <u>6</u> 4及び5以外の総トン数10トン以上20トン未満の漁船漁業 <u>7</u> [略] <u>8</u> [略]	綾里加入区	[略]	1～5 [略] <u>6</u> 小型いさだ船びき網漁業 <u>7</u> 4から6まで以外の総トン数10トン以上20トン未満の漁船漁業 <u>8</u> [略] <u>9</u> [略]
[略]			[略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。					